

名取市情報化推進計画

(令和2年度～令和6年度)

『デジタル技術を活かし誰もが快適に暮らせる
電子自治体をめざして』

令和2年4月

名 取 市

目 次

I	計画策定の趣旨	1 頁
1	背景	1 頁
2	位置付け及び期間	2 頁
3	基本方針	3 頁
4	基本目標	3 頁
II	情報化推進項目	6 頁
(i)	デジタル技術を活用した安全・安心で快適な生活環境の整備	
1	災害、緊急時における情報通信、被災者支援体制などの確立	6 頁
2	行政手続きのオンライン化の拡充と高度化の推進	10 頁
3	情報発信力の強化と充実、情報提供環境の整備	12 頁
(ii)	行政事務の最適化の推進	
1	スマート自治体への転換の取り組み	15 頁
2	電子計算機システムの安定稼働の維持と共同利用の推進	20 頁
3	人材育成と情報セキュリティ対策の強化	22 頁
III	着実な推進に向けて	25 頁
1	推進体制の整備	25 頁
2	進行管理の実践	26 頁
IV	資料	27 頁
1	近年における各種情報化の動き	27 頁
2	名取市情報化基本計画（平成 25 年度～平成 31 年度）における 具体的施策の進捗状況	33 頁
3	名取市における電子情報化のあゆみ	49 頁

I 計画策定の趣旨

1 背景

近年の情報通信技術（ICT^{※1}）は、高速通信網の整備が進み、ネットワークインフラの高速化・大容量化が図られ、ともに急速に普及拡大を続けているスマートフォンやタブレットPCなどの情報通信端末を利用した多種多様なサービスの出現などを後押しし、今日では社会生活を送るうえで欠かすことのできない技術（道具）になろうとしています。

このような中であって、東日本大震災をはじめとする自然災害の頻発とその影響を受けての停電の発生や情報通信機器の障害によって自治体のシステムが機能不全に陥った事例の発生、企業・組織からの個人情報流出事案の発生などを契機に、地方公共団体にはその業務及び住民へのサービス提供の持続・継続、情報セキュリティ対策の抜本的強化への取り組みなど、その確実な運用の継続に向けた対応の確立が強く求められています。

このほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として平成28年12月に施行された「官民データ活用推進基本法」に基づく官民データの適正かつ効果的な活用への取り組みも推進していく必要があります。

国においては、同法律に基づく「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定（令和元年6月14日）し、地方公共団体のデジタル化について、①住民とのインターフェイスのデジタル化^{※2}、②システム等の共同利用^{※3}、③地方の官民データ活用推進計画策定（都道府県は義務、市町村は努力義務）^{※4}への取り組みを推進するよう目標が掲げられています。

このような状況を踏まえ、本市には、これまでの計画の取り組み状況を検証しつつ、多様化する市民ニーズや変化し続ける情報化社会の潮流に対応し、来るべきSociety5.0^{※5}時代にふさわしい、効率的で質の高い電子自治体の構築を実現することが求められています。

※1 ICT (Information and Communication Technology)

情報・通信に関連する技術一般の総称。従来の「IT (Information Technology)」とほぼ同様の意味で用いられるが、「C (Communication)」が加えられたことにより、ネットワーク通信による情報や知識の共有が念頭に置かれた表現となっている。すでに国際的には ICT の方が一般的となっており、日本でも「IT」に替わる表現として定着しつつある。

※2 インターフェイスのデジタル化

住民の本人確認を電子的に行う手段としてのマイナンバーカードについて、国・地方公共団体を挙げ普及拡大を推進する。行政手続きのオンライン化のため、マイナポータル (P11 ※14 参照) の電子申請受付機能の活用を推進する。

※3 システム等の共同利用

業務プロセスの共通化・標準化を進めたいえ、複数自治体による共同でのクラウド化を推進する。AI や RPA 導入にあたって業務プロセスの共通化・標準化は有効に機能する。

※4 官民データ活用推進計画策定 (官民データ活用推進基本法)

宮城県においては、平成31年3月に「みやぎ ICT 利活用推進プラン」を「みやぎ ICT・データ利活用推進プラン」に改定し、都道府県官民データ活用推進計画と位置づけている。

本市においては、この情報化推進計画をもって、市官民データ活用推進計画の性格を併せ持つ計画として策定する。（詳細は P28 資料参照）

※5 Society5.0

内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。（詳細は P28 資料参照）

2 位置付け及び期間

本計画は、名取市第六次長期総合計画(以下「六長総」という。)を上位計画とし、本計画のこれまでの取り組みを継承、検証、改良しながら、デジタル技術の進展に応じ、六長総の基本理念に基づく将来像の実現に向けた取り組みをデジタル技術活用の側面から下支えする役割を果たす実施計画として策定します。

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年間とします。

また、本計画は「官民データ活用推進基本法」において、市町村にその策定が努力義務とされている「市町村官民データ活用推進計画」の機能も併せ持つ計画として策定します。(推進すべき基本的施策については図1参照)

なお、本計画については国及び県の施策や、めまぐるしく進展するデジタル技術分野の状況も注視しつつ適時見直すこととし、早急な対応を必要とするなどの個別の課題については、柔軟な対応を行います。

「官民データ活用推進基本法に基づく官民データ活用推進基本計画としての推進項目」

<図1>

【地方公共団体の施策に関する主な事項】

- A. 行政手続に係るオンライン利用の原則化(10条1項)
- B. 自らが保有する官民データの活用の推進(オープンデータの推進)(11条1項)
- C. マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定等(13条)
- D. 利用の機会等の格差の是正(14条)
- E. 自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し(15条1項)

(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)より

3 基本方針

本市ではデジタル技術を活用した効率的な行政運営を行うことにより、市民誰もが安全・安心で利便性の高いサービスを、ストレスを感じることなく受け取ることができるまち、快適に暮らせる名取を目指して、基本方針を次のように定めます。

『デジタル技術を活かし誰もが快適に暮らせる電子自治体をめざして』

4 基本目標

前掲の基本方針のもと、「デジタル技術を活用した安全・安心で快適な生活環境の整備」と「行政事務の最適化の推進」を基本目標として掲げ、情報化施策に取り組みます。(図2、図3参照)

また、本計画ではこれまでの取り組みを継承しながらも、その内容において現状現況と整合を図りながら、市民の利便性向上に寄与するものや事務の効率化が図れるもの、実現が可能と見込まれるものを「情報化推進項目」として掲げます。

今後も急速に変化する情報化社会に沿った最新技術や施策の行政事務への応用、活用を積極的に推進しながら、デジタル技術の活用事業に取り組んでいきます。

デジタル技術を活用した安全・安心で快適な生活環境の整備

- 東日本大震災をはじめ、その後の自然災害への対応から得た教訓を踏まえ、緊急時における情報通信、被災者支援体制などを確立します。
- 市民の負担軽減並びに利便性の向上のため、行政手続きのオンライン化の拡充と高度化を推進します。
- 市民がその利便性や効果が実感できるような情報発信力の強化と充実、情報提供環境の整備を進めます。

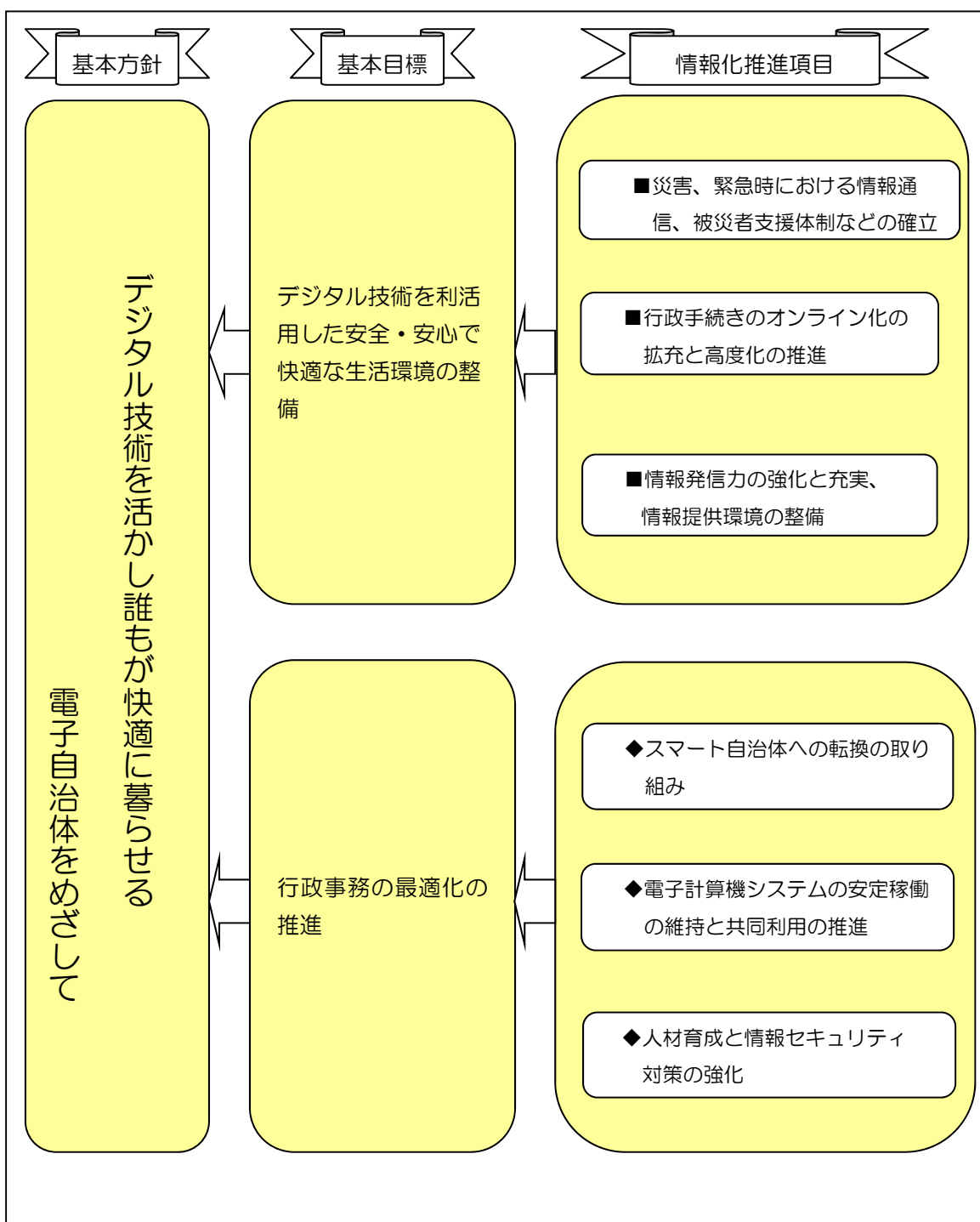
行政事務の最適化の推進

- ◆ スマート自治体^{※6}への転換に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 電子計算機システムの安定稼働の維持と住民情報系システムの共同利用に向けた取り組みに努めます。
- ◆ 人材育成と情報セキュリティ対策について継続的な強化を実施します。

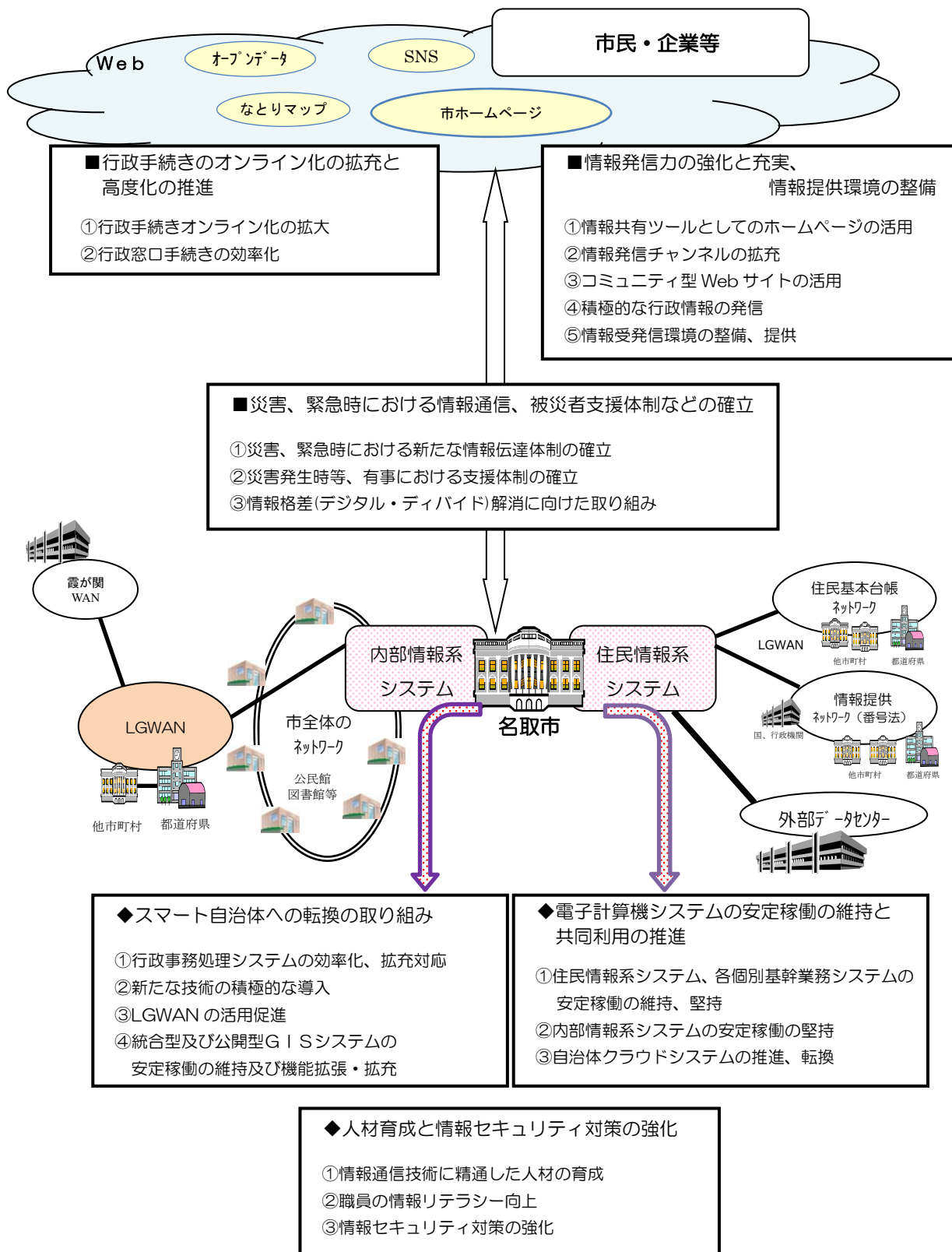
※6 スマート自治体

「システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体」をいう。(詳細はP31資料参照)

<図2> 名取市情報化推進計画体系図



<図3> 名取市情報化推進計画イメージ図



Ⅱ 情報化推進項目

(i) デジタル技術を活用した安全・安心で快適な生活環境の整備

1 災害、緊急時における情報通信、被災者支援体制などの確立

【現状】

東日本大震災では、市内全域が停電し、この状態が数日間継続しました。これまで経験したことのない大規模な災害であったとは言え、被災した多くの市民は電源を失い、電子機器による情報の取得が著しく困難な状況に直面しました。

この情報取得に迅速性を要する状況下においては、主に携帯端末装置とラジオがその役割を担いました。

市では、これらの教訓を生かし、震災後、サーバ室の耐震工事、ネットワーク回線の多重化、非常用発電機の容量の拡充対策の実施、サーバ室内電源の非常用電源への接続工事などを順次実施し、さらにコミュニティFM局の運用などによる新たな情報発信体制の整備を進めてきましたが、昨今国内各地で頻繁に発生している自然災害や、将来的に再び発生が危惧される大規模災害に備え、業務の継続手段や被災者支援方策の確立、市民に対しては携帯端末装置の操作法の浸透など、誰でも迅速に正確な情報が受け取れるよう更なる対策を講じておく必要があります。

【方向性】

気象予報、緊急警報の発令時や災害などの事象の発生後において市民と行政が迅速かつ正確に情報を共有することが可能なワンソース・マルチユース^{※7}の情報通信手段の必要性がますます高まっている現状を踏まえ、緊急時における情報伝達体制の確立に努めます。

また、災害や緊急時もシステムを継続的に稼働させ、迅速で効果的な対応が可能となるよう、名取市地域防災計画との整合性も図りながらICT事業継続計画（ICT-BCP^{※8}）の策定に取り組みます。

さらに、デジタル化の進行により生ずる情報格差（デジタル・ディバイド^{※9}）の解消に向け、パソコンやスマートフォンなどの情報機器を持たない市民が災害時においても確実に情報を得られるよう、平常時から利用できるICTを活用したコミュニケーションツールやマルチメディア機器の普及拡大を進めるとともに、デジタル化の進展に不安を抱える利用者層への支援に努めます。

※7 ワンソース・マルチユース

ひとつのデータ（情報）を複数の目的やメディアで利用すること。複数のメディアで利用可能なデータ形式の確立や権利関係の整理などが課題。

※8 BCP

Business Continuity Planning（事業継続計画）の略。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画である。その中で特にICT部門におけるBCPを、ICT-BCPという。

※9 デジタル・ディバイド

パソコン、インターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のことをいう。

【取組方針】

- ①災害、緊急時における新たな情報伝達体制の確立
- ②災害発生時等、有事における支援体制の確立
- ③情報格差(デジタル・ディバイド)解消に向けた取り組み

【個別計画】

①災害、緊急時における新たな情報伝達体制の確立

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ (注)
ア) 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の活用による災害情報等の伝達体制の運用(図4参照)	→ 運用					防災安全課	
イ) 緊急情報伝達ツールとしての防災ラジオの普及、あっせんの推進	→ 実施					防災安全課	D
ウ) SNS※10などの活用による情報の受発信の運用、拡充	→ 運用、拡充					なとりの魅力創生課 防災安全課 関連各課室	D
エ) 衛星電話の効果的な活用手法の研究検討	→ 運用、研究、検討					防災安全課 AIシステム推進課	D

注) 「官民データ」欄に記載の記号は、2ページ「図1」に記載の「官民データ活用推進基本法に基づく官民データ活用推進基本計画としての推進項目」の記号と当市の情報化推進計画の個別計画とを対応させた表記です。

※10 ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。インターネットを通して、人と人がコミュニケーションを取り合うことを主な目的としている。なお、Twitterは狭義的にはSNSよりも「ミニブログ」に分類されるが、広義的には実質的なSNSのひとつと解されている。

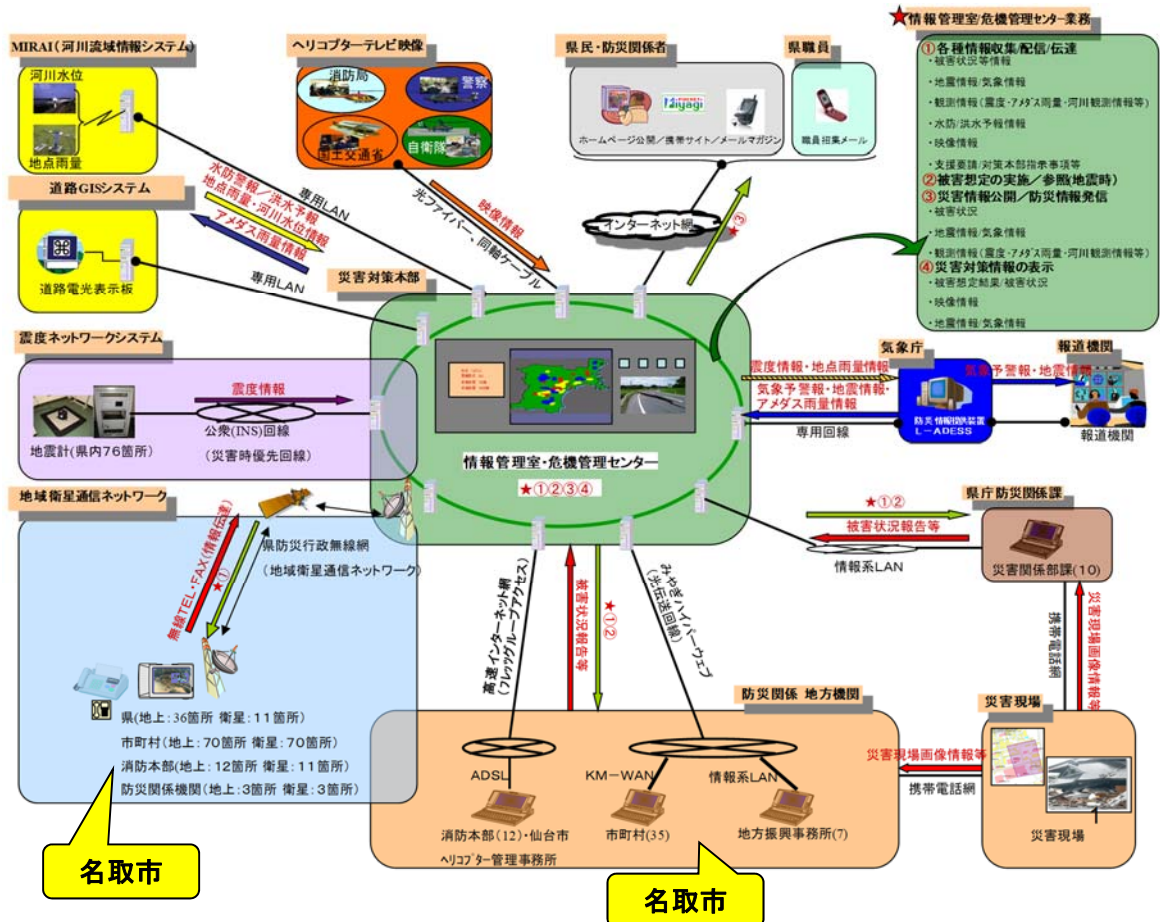
②災害発生時等、有事における支援体制の確立

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) システムの運用における事業継続計画（ICT-BCP）の策定	策定		運用			AIシステム推進課 防災安全課	
イ) 統合型被災者支援システムの構築、運用	構築	運用				AIシステム推進課 関連各課室	D E
ウ) 避難行動要支援者管理システムの活用による的確な支援の実施	実施					社会福祉課	D
エ) 被災者生活再建システム等の活用による的確な支援の実施	実施					社会福祉課	D

③情報格差(デジタル・ディバイド)解消に向けた取り組み

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 防災ラジオ、防災メール利用者の拡充	実施					防災安全課 なとりの魅力創生課	D
イ) 情報通信機器利活用研修会、講習会の実施	実施					AIシステム推進課	D

図4 > 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の概要



【宮城県総合防災情報システム (MIDORI)】
 宮城県が主体となって運用している、地震・津波・風水害等の自然災害における気象等の防災情報を迅速かつ的確に収集、処理することを目的とした情報の収集提供システム。災害時における県と地方機関、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達し、各種情報を共有化することにより被害の拡大防止を図っている。

2 行政手続きのオンライン化の拡充と高度化の推進

【現状】

市民の利便性向上に向けた取り組みとして、コンビニエンスストアを利活用したサービスの提供を開始しております。平成23年度から市税などの納付が可能なシステムの導入運用を行い、平成28年6月からはマイナンバーカードを活用して店内のマルチコピー機から、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるシステムの導入運用を開始しました。証明書の取得に関しては、市役所内の市民ホールにもコンビニエンスストアと同様のマルチコピー機を配置し、窓口で待たずにマイナンバーカードを活用して証明書が取得できるサービスの提供を実施しています。

一部の業務では、インターネットを活用した電子申請での手続きが行えるサービスの運用も開始しています。ICTの進歩や時代の流れとともに、市民のニーズは多様化する傾向にあります。

国では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に「マイナンバーカード^{※11}の普及、利活用の推進等」の項目を設け、マイナンバーカードの普及とその利活用を強力に推進することが示されています。この中で、健康保険証としての利用を令和3年3月から本格運用することが明示され、行政事務においては、行政が保有している情報について添付書類提出の撤廃が謳われているなど、今後は国によるマイナンバーカードの利用環境の整備や取得促進策の実施、利活用シーンの拡大などが推進される趨勢となっています。

【方向性】

全般的な行政手続きオンライン化の推進については、その技術や手段が多岐にわたり存在することから、求められるニーズに応えられるよう、デジタル手続法(令和元年法律第16号：P30資料参照)の基本原則に沿い積極的にサービスの検討研究を行いつつ行政手続きの原則オンライン化に向けた取り組みに努めます。

【取組方針】

- ① 行政手続きオンライン化の拡大
- ② 行政窓口手続きの効率化

※11 マイナンバーカード(個人番号カード)

日本において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき発行される身分証明書の一つで、持ち主の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、証明写真などを券面に表示し、これらをICチップに記録するICカードである。

【個別計画】

① 行政手続きオンライン化の拡大

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 証明書等のコンビニエンスストア交付、広域交付サービスの運用の継続、サービス内容の拡充	→ 運用、拡充 →					市民課 税務課	A
イ) マイナンバーカードの普及促進	→ 実施 →					市民課 関連各課室	A C
ウ) マイナンバーカードの利活用の推進	→ 推進 →					AIシステム推進課 関連各課室	A C
エ) マルチペイメント ^{※12} の活用による収納の安定運用、手段の拡充	→ 運用、拡充 →					会計課 AIシステム推進課 関連各課室	

② 行政窓口手続きの効率化

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 窓口での受付支援業務システムの導入、整備推進	→ 研究、検討 →		→ 整備、運用 →			AIシステム推進課 関連各課室	D
イ) みやぎ電子申請サービス ^{※13} を利活用した業務運用の継続、拡充	→ 運用、拡充 →					AIシステム推進課 関連各課室	A
ウ) マイナポータル ^{※14} を利活用した業務運用の継続、拡充	→ 運用、拡充 →					関連各課室 AIシステム推進課	C

※12 マルチペイメント

多様な決済手段を統合させること。多様な方法で決済ができるスタイルのことをいう。近年、情報の高度化により、インターネット決済や、スマホによるアプリでの決済など様々な電子決済での支払い方法が出現している。

※13 みやぎ電子申請サービス

宮城県が運用管理し、県下市町村が独自に利活用ができるシステムで、利用者がインターネットを通じて様々な行政手続きができるサービス。

※14 マイナポータル

政府が運営するマイナンバーカードを活用したオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする。

3 情報発信力の強化と充実、情報提供環境の整備

【現状】

I C Tを活用した行政情報の発信手段として、市の公式ホームページは市民にとって最も身近となるものであり、大変重要な役割を担っています。

現在のホームページには多言語化、音声読み上げ機能の導入や、コンテンツマネジメントシステム(CMS^{※15})の導入など逐次改良を加え、情報が手に取りやすくわかりやすい運用に努めています。

平成21年度からはホームページを利用したパブリックコメント^{※16}手続きを開始したほか、平成29年度から地図情報提供サービス「なとりマップ」の運用を始めています。

また、「官民データ活用推進基本法」(平成28年12月施行)に基づく行政情報の電子化による「オープンデータ^{※17}」推進への取り組みを行っています。

【方向性】

ホームページは市民との情報共有の場として「市の顔」と言うべき存在であり、見やすさと必要な情報量が両立していることが求められます。特に見やすさについてはユーザーとなる市民の視点に立って改良する必要があると、情報量についても市民の生活に役立つ情報の十分な提供についての的確な対応が求められます。

積極的な情報発信手段としてのホームページの構成内容において活字、写真にとどまらず、受け手に伝わりやすい動画や映像での提供など、多種多様なコンテンツの掲載による拡充、拡張を推進するなど多方面において継続的な改良を行います。

また、I C Tの進歩に伴い出現した新たなツールとして、ホームページにとどまらない情報発信手段であるアプリの活用や、情報の伝達性に優れているSNS(ソーシャルネットワークサービス)などのコミュニティ型Webサイトの活用など、行政情報の発信においても、多種多様な媒体、手段による積極的な情報発信の強化推進に取り組んでいきます。

さらに、行政情報の電子化による積極的な情報発信として官民データ活用推進基本法に基づく行政保有データのオープンデータへの取り組みについて、公開する情報項目の拡充を進めていきます。

※15 コンテンツマネジメントシステム(CMS)

Webコンテンツを構成するテキストや画像などのデジタルコンテンツを統合・体系的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称。コンテンツ管理システムとも呼ばれる。

※16 パブリックコメント(意見公募手続)

あらかじめその原案を公表し、広く公に、意見、情報を募集する手続をいう。(パブリックコメント制度)

※17 オープンデータ

自治体などが保有する公共データが、国民や企業などに活用されやすいように「機械判読に適した形」で、かつ、「二次利用可能なルールの下」で公開されること。また、そのように公開されたデータを指す。

【取組方針】

- ①情報共有ツールとしてのホームページの活用
- ②情報発信チャンネルの拡充
- ③コミュニティ型Webサイトの活用
- ④積極的な行政情報の発信
- ⑤情報受発信環境の整備、提供

【個別計画】

① 情報共有ツールとしてのホームページの活用

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 公式ホームページの効果的な運用、管理	→ 運用、拡充					なとりの魅力創生課 関連各課室	D
イ) 情報発信力の強化を目的とした多様なホームページの開設	→ 開設、運用、拡充					関連各課室	

② 情報発信チャンネルの拡充

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 情報発信アプリ※18の積極的な利活用、運用、拡充	→ 運用、拡充					関連各課室	D
イ) ライブ動画配信などの多様な手法による積極的な行政情報発信運用	→ 運用					なとりの魅力創生課 議会事務局 関連各課室	D
ウ) ホストタウンとして交流のあるカナダに関する情報の継続的な発信の実施	→ 実施					復興ありがとうホストタウン推進室	

※18 アプリ(スマホアプリ)

スマートフォンやパソコンなどの情報通信機器にインストール(設定)することにより使える様々なソフトウェアのこと。正式にはアプリケーションと呼ばれ、OS上で動くソフトウェアのことをいう。

③ コミュニティ型Webサイトの活用

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) SNS, メール等を活用した積極的な情報発信の運用、拡充	→ 運用、拡充					関連各課室	
イ) コミュニティを意識した情報発信力の強化拡充の推進	→ 整備、運用、拡充					AIシステム推進課 関連各課室	D

④ 積極的な行政情報の発信

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) オープンデータ公開運用の継続、公開項目の拡充	→ 運用、拡充					AIシステム推進課 関連各課室	B
イ) 公開型GISシステム「なとりマップ※19」の運用の継続、拡充	→ 運用、拡充					AIシステム推進課 関連各課室	B

⑤ 情報受発信環境の整備、提供

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 公衆無線LAN環境(Wi-Fi)※20の運用	→ 運用					生涯学習課 文化・スポーツ課 関連各課室	D

※19 なとりマップ

名取市の保有する行政情報を地図上に展開し広く情報提供を行うことに作られたインターネット上の情報提供サイト。

※20 公衆無線LAN環境

スマートフォンやパソコンなどの情報通信機器の利用者が、主に外出先や旅行先で、誰でも無線LANを利用してインターネットに接続できるサービスを提供する環境をいう。

(ii) 行政事務の最適化の推進

1 スマート自治体への転換の取り組み

【現状】

今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力できるような環境を作っていく必要があります。

地方自治体の情報システムは、個々の自治体が独自に発展(カスタマイズ^{※21})させてきた結果、システムの構築・維持管理や制度改正による改修業務など各自治体による個別対応が必須とされてきましたが、クラウド導入等を通じたシステム標準化や業務プロセス見直しを行うことにより、職員負担が軽減され、住民・企業等の利便性向上にも繋がることが期待されています。

近年のデジタル技術の発展により、最先端技術とされるAI^{※22}・RPA^{※23}の自治体業務への実証実験や導入を進める自治体も増えてきているところ、本市においてはその研究、検討が緒に就いたばかりの段階となっています。

【方向性】

現在導入し、運用している内部の事務処理システムにおいては、従来からの紙ベースでの業務遂行を改善し、より使いやすいシステムを目指した拡充の必要性が高まっており、これまで未着手の業務分野へのデジタル技術を活用できるシステムの導入や、最先端技術であるAIやRPAの積極的な業務への導入・活用について検討が必要です。

通知書などのレイアウトや見栄えを旧態依然とした形態を踏襲することに比重を置いたカスタマイズは、それ自体が全体最適の支障の一因となっていることから、システム全体の最適化、標準化を必須事項とする意識の転換が求められています。

これらの課題の根本的な解決には、システムの構築時や更新時に合わせて、現行のシステムや業務プロセス^{※24}を抜本的に見直す取り組みが必要です。

こうしたシステムの導入や運用のあり方について、国の研究会が課題の整理を目的として「スマート自治体研究会報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～」として取りまとめています。今後は、この報告書の内容も踏まえつつ、段階的にスマート自治体の目指すべき姿の実現に向けた取り組みを進めていきます。

※21 カスタマイズ

固有の事情でシステムのプログラムや印刷物などの仕様を改変し標準とは違う運用をすること。法令改正などの影響で一律的なシステム改修を行う場合の足かせとなる場合がある。

※22 AI(artificial intelligence)

ソフトウェアなどを用いて、人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術の総称。(人工知能)

※23 RPA(robotic process automation)

事業プロセスの自動化技術の一種で、ソフトウェアロボット(ボット)。電子メールの受信、データ抽出、簿記システムへの入力など、複数のアプリケーション間でデータを自動化処理できる機能を持つもの。

※24 業務プロセス

事務、業務を進めていく上で、事務処理の開始から完了までの一連の手段手法をいう。

また、情報セキュリティに優れたLGWAN^{※25}の活用や平成28年度にそれぞれの部署ごとに導入しているGISシステムを共有化・統合し利活用できるシステム(図5参照)として構築を行い、平成29年度に、そのGISデータのうち、市民へ公開可能なデータを公開型の地図情報提供サービスとした「なとりマップ」についても掲載するコンテンツの拡充を行っていきます。

【取組方針】

- ①行政事務処理システムの効率化、拡充対応
- ②新たな技術の積極的な導入
- ③LGWANの活用促進
- ④統合型及び公開型GISシステムの安定稼働の維持及び機能拡張・拡充

※25 LGWAN(総合行政ネットワーク)

全国のすべての自治体を専用回線で結び、さらに、国の霞が関WANと結ぶことにより、全国的な行政の情報化基盤整備を行うもの。自治体の組織内ネットワークとして整備し、自治体相互のコミュニケーションの円滑化、情報共有による情報の高度利用などを図ることにより、各自治体と国の各省庁との間の情報交換手段確保のための基盤とすることを目的としている。

【個別計画】

① 行政事務処理システムの効率化、拡充対応

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 自治体クラウド※26によるシステム調達、業務運用を見据えた業務プロセスの標準化の実施	→ 実施 →					AIシステム推進課 関連各課室	
イ) 効率的効果的な内部事務処理システム構築の推進	→ 実施 →					AIシステム推進課 関連各課室	E
ウ) 要保護児童等管理システムの導入、運用	→ 検討 →	→ 導入、運用 →				こども支援課 AIシステム推進課	
エ) 児童センターの出欠確認システムの導入、運用	→ 検討 →	→ 導入、運用 →				こども支援課 AIシステム推進課	
オ) 図書管理システムによる図書の効率的な管理とシステムの機能強化	→ 運用・機能強化 →					図書館 生涯学習課	
カ) 施設予約システムの管理運用	→ 運用 →					生涯学習課 関連各課室	A
キ) ネットワークを活用した外部機関とのデータ連携などによる業務効率化の推進	→ 運用 →					税務課 関連各課室	
ク) eLTAX※27を活用した共通納税システムの業務運用	→ 運用 →					税務課	A
ケ) 電子申告システムの運用	→ 運用 →					税務課	A

※26 自治体クラウド

複数の地方公共団体がその情報システムの集約を行い、共同利用を行うこと。

※27 eLTAX

全国の地方公共団体(都道府県、市町村)が共同で運営する地方税共同機構が提供する地方税ポータルシステム。電子申告、電子納税、電子申請・届出などを、インターネット経由で電子的に行うことができる。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ロ) 文化財収蔵品管理システムの管理運用	運用					文化・スポーツ課	
リ) 校務支援システムの導入運用の推進	仕様検討		導入、運用			学校教育課	




② 新たな技術の積極的な導入

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) マルチペイメント ^{※12} の活用による収納の安定運用、手段の拡充(再掲)	運用、拡充					会計課 AIシステム推進課 関連各課室	A
イ) RPA, AI等の先進技術活用による業務効率化の推進	検討 検証	導入、運用				AIシステム推進課 全課室	E
ロ) テレワーク導入の可能性の研究、ペーパーレス化の研究、検討及び導入、運用	検討検証		導入、運用			AIシステム推進課 関連各課室	E
エ) モバイル上水道地図情報システムの運用	運用					水道事業所	
ウ) 児童手当、児童扶養手当、保育所入所調整判定のシステム化の検討、運用	検討検証	導入、運用				こども支援課 AIシステム推進課	
カ) 質問応答システム(チャットボット ^{※28})等の導入運用検討、運用	検討検証	導入、運用				AIシステム推進課 関連各課室	
キ) マイナンバーカードの活用による業務OSS ^{※29} の運用の検討	検討、導入、運用					関連各課室 AIシステム推進課	C
ク) 情報教育の推進に向けた教育用ICT機器の整備拡充の推進	仕様検討、整備実施					学校教育課	
ケ) 児童や生徒がいつでも利用できる安全安心な相談の仕組みや緊急連絡的体制の確立	手法検討、体制整備実施					学校教育課	
コ) 道路占用事務処理システムの導入、運用	検討、導入、運用					土木課	
サ) 無線データ通信「5G(ローカル5Gを含む)」活用可能性の研究	研究、検討					AIシステム推進課 関連各課室	

③ LGWANの活用促進

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 外部機関とのデータ連携におけるLGWAN環境の構築運用						AIシステム推進課 関連各課室	E
イ) LGWAN-ASPサービスの積極的な利活用						AIシステム推進課 関連各課室	

④ 統合型及び公開型GISシステムの安定稼働の維持及び機能拡張・拡充

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 統合型GISの安定稼働運用、機能拡充						AIシステム推進課 関連各課室	
イ) 公開型GIS(なとりマップ)の安定稼働運用、拡充						AIシステム推進課 関連各課室	
ウ) 統合型GISでの道路台帳の運用管理						土木課	

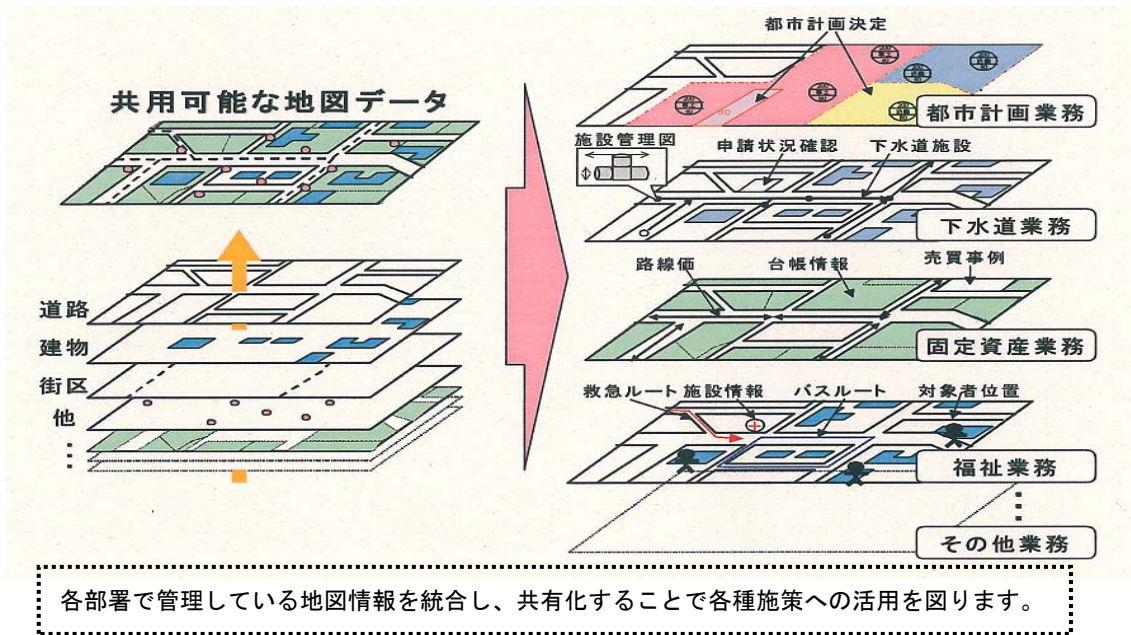
※28 チャットボット

「対話(chat)」する「ロボット(bot)」という2つの言葉を組み合わせたコミュニケーションツールのことをいい、音声やテキストに対して、自動的に回答する機能を持つ。

※29 介護OSS(介護ワンストップサービスの略称)

介護保険に係るサービス検索や申請手続について、マイナンバーカードを使用し、内閣府が運営するマイナポータル「びったりサービス」を活用することで、介護保険制度や申請手続の検索・オンライン申請を可能とするもの。

<図5> 統合型GIS、公開型GISシステム「なとりマップ」 イメージ図



2 電子計算機システムの安定稼働の維持と共同利用の推進

【現状】

市の住民情報系システムは、平成25年3月から運用を継続していたシステムを令和2年2月の機器更新のタイミングに併せて稼働終了し、同年3月に更新(バージョンアップ)したシステムで運用を継続しています。

システムは「プライベートクラウド^{※30}」の形態で導入を行い、機器類と取り扱うデータは市外に所在するデータセンター^{※31}にホスティング^{※32}したうえ、市とデータセンターとの間はセキュリティに優れた専用回線で接続する構成としています。このことにより通信回線や設備機器、データは二重化及び冗長化^{※33}対策が図られた状況で運用しています。

※30 プライベートクラウド

ネットワークを通じて提供されるサービスやストレージなどのコンピュータリソースを、ユーザーが特にリソースの所在を意識することなく利用できるというコンセプトの「クラウドコンピューティング」の一種であり、企業や官公庁などが単独でシステムやデータセンターを利用し、団体内の各部署や関連施設などに対してサービスを提供するクラウドの形態のこと。

※31 データセンター

各種のコンピュータ(メインフレーム、ミニコンピュータ、サーバ等)やデータ通信などの装置を設置・運用することに特化した施設。災害時にもサービスの提供に支障が出ないように建物自体も耐震構造とされ大容量の蓄電池や自家発電装置等を備える。

※32 ホスティング

民間事業者のデータセンターへシステム運用上の機器類(パソコン、サーバ等のシステム構成機器)を預け、運用、保守等の一元管理を委託するもの。

※33 冗長化

システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと。冗長化によって得られる安全性は冗長性と呼ばれる。

【方向性】

本市の住民情報系システムは、令和7年2月まで運用を継続する計画です。

後継となるシステムの選定にあたっては、市民生活に支障が生じないよう安定性はもとより法律や制度改正などへの迅速な対応に関する点を重視し、さらに、導入・運用コスト、自治体クラウドによる業務の標準化、共通化なども念頭におき、総合的な見地からそのあり方を探ることが求められます。

国が策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、「地方公共団体全体の効率的なデジタル化の推進」や「情報システムに係る運用コストの削減」、「A I や R P A の共同利用による有効性」などの観点から「システム等の共同利用」への取り組みの必要性が謳われています。




このような状況を踏まえ、本市においては現在運用中のシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、システム等の共同利用に関しては、県と全市町村が参加する「宮城県電子自治体推進協議会」（自治体クラウド専門部会）の動向を注視しつつ、将来においてこの方式にシフトしていくことを視野に入れて対応していくものとします。

【取組方針】

- ①住民情報系システム、各個別基幹業務システムの安定稼働の維持、堅持
- ②内部情報系システムの安定稼働の堅持
- ③自治体クラウドシステムの推進、転換

【個別計画】

- ① 住民情報系システム、各個別基幹業務システムの安定稼働の維持、堅持

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 電子計算機システムの安定稼働の維持堅持						A I システム推進課 関連各課室	
イ) 他業務システムとのデータ連携等確実な調整管理運用の実施						A I システム推進課 関連各課室	
ウ) システムの保守管理の徹底、運用の実施						A I システム推進課 関連各課室	

② 内部情報系システムの安定稼働の堅持

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 業務効率化を主眼としたシステム構築の推進						AIシステム推進課 関連各課室	E

③ 自治体クラウドシステムの推進、転換

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 業務の最適化、標準化を踏まえた自治体クラウド移行への取り組み						AIシステム推進課 関連各課室	E

3 人材育成と情報セキュリティ対策の強化

【現状】

事務事業を遂行する上で不可欠なツール(道具)となった情報通信機器(パソコンなど)の個人情報を含む機密情報の取り扱いについては、職員一人一人の情報セキュリティ知識や意識の維持・高揚が必要であることから、本市では定期的な職員向け研修会などを実施しています。

また、平成22年度からはUSBデバイス^{※34}規制を開始するなど機器に対する技術的セキュリティ対策も講じてきました。

さらに、ネットワーク運用等におけるセキュリティ強化対策として、インターネット系と行政事務業務系(LGWAN)の分離を実施したほか、システムへのログイン時における、複合的認証方式の導入など、セキュリティの強靱化に向けた対策を行っています。

【方向性】

これまで進めてきた事務の効率化(省力化)について、デジタル技術を活用することによって更なる推進を図り、ひいては、デジタル技術を用いなければ実現することができない各種施策を実現する「増力化」につながるよう、職員一人一人の情報利活用能力(情報リテラシー)の向上を目指します。

組織全体として高い情報セキュリティ意識と問題意識を常に持ち続けることが「安全・安心を感じながら暮らせる電子自治体」へ進化する必須の条件となることから、継続的な取り組みに努めます。

※34 USBデバイス

USBメモリースティックやマウス、キーボードやプリンターなどをパソコンのUSBポートなどに接続しその機能を持つ周辺機器のこと。USBメモリースティックなどのデータが記録、保管ができる機器においては、その取扱いについてのセキュリティ対策に留意が必要である。

【取組方針】

- ①情報通信技術に精通した人材の育成
- ②職員の情報リテラシー※³⁵向上
- ③情報セキュリティ対策の強化

【個別計画】

① 情報通信技術に精通した人材の育成

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 各種技術講習会、研修会への参加	→ 実施 →					AIシステム推進課 関連各課室	
イ) 機器類の操作技術力の向上や知識の充実に向けた積極的支援	→ 実施 →					AIシステム推進課	
ウ) 先進自治体との情報交換などを通じたスキルアップの実践	→ 実施 →					AIシステム推進課	

② 職員の情報リテラシー向上

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) eラーニング※ ³⁶ などを活用した研修会、講習会の開催の実施	→ 実施 →					AIシステム推進課 全課室	
イ) アクセスセキュリティの強化対策としての二要素認証方式※ ³⁷ の継続的な運用	→ 運用 →					AIシステム推進課	

※35 リテラシー (literacy)

「適切に理解・解釈・分析し、記述・表現する」という意味を持つ言葉。情報リテラシーとして、情報化社会においては、コンピュータの利用技術を持つか否かによって個人の可能性が大きく左右することから、情報リテラシーやコンピュータリテラシーなどが重要であるといわれている。




※36 eラーニング

情報技術を用いて行う学習のこと。インターネットや教材CD等を使用しての学習の意味で用いられることが多く、内容は主に静止画や動画の映像、音声、文章などを組み合わせたマルチメディア形態で提供される。

※37 二要素認証方式

種類の異なる2つの情報を組み合わせて安全性を高めた認証方式。ここでは、従来の「ユーザーIDとパスワードの組み合わせ」のほか「生体認証としての指紋認証」などをセットにしたもの。

③ 情報セキュリティ対策の強化

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	担当部署	官民データ
ア) 情報セキュリティポリシーの運用						A I システム推進課	
イ) 情報セキュリティ環境の維持堅持						A I システム推進課 関連各課室	
ウ) インシデント ^{※38} の未然防止を目的とした点検評価、改善の実施						A I システム推進課 関連各課室	

※38 インシデント

重大事故に至る可能性がある事態が発生し、なおかつ実際には事故につながらなかった潜在的事例のこと。

Ⅲ 着実な推進に向けて

1 推進体制の整備

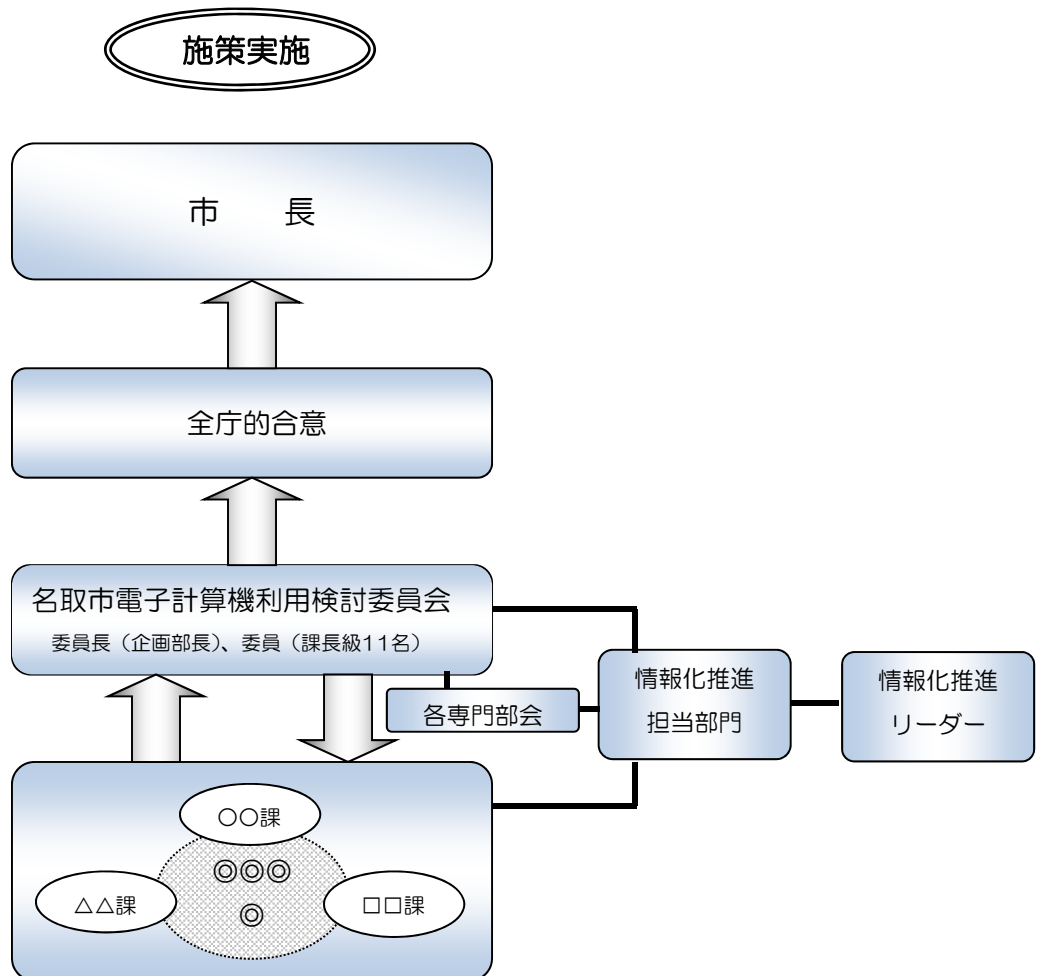
デジタル技術の利活用を推進していくためには、全庁的な取り組みが必要です。

本市では、電子計算機利用検討委員会を中心に各々の施策について方針決定や調整などを行います。

さらに、主にシステムに携わる業務担当職員による検討部会を設置し、横断的な組織で十分な検討を行います。

また、各部署で指名された情報化推進リーダーを活用し、課題解決において積極的に取り組みます。

<図6> 推進体制フロー図

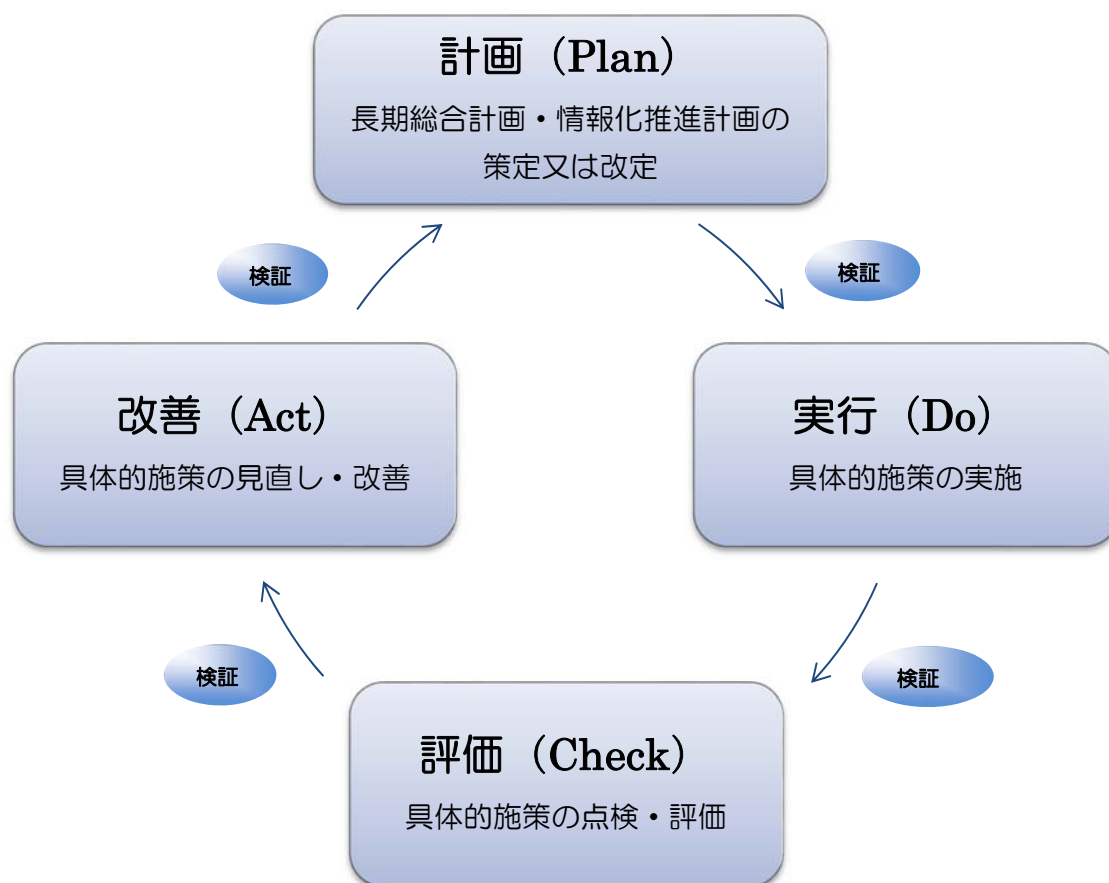


2 進行管理の実践

本計画の取り組みにあたっては、常に下図のようなP D C Aサイクル（計画＝Plan、実行＝Do、評価＝Check、改善＝Act）を確立しながら、適切な進行管理に努めます。

具体的には毎年度末に評価を行い、必要に応じて目標年度の変更や事業自体の見直しを行います。

<図7> P D C Aサイクルの概念図



IV 資料

1 近年における各種情報化の動き

▶Society5.0

デジタル化が進んだ社会像としての Society5.0 構想があります。Society 5.0 は、内閣府の第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもので、これまでの狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、「サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)」とされるものです。

Society 5.0 で実現する社会では、「IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能 (AI) により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革 (イノベーション) を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。」とあり、AI、IoT化といったデジタル化の進展による全体最適の結果、社会課題解決や新たな価値創造をもたらす可能性が指摘されています。



出典：内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室

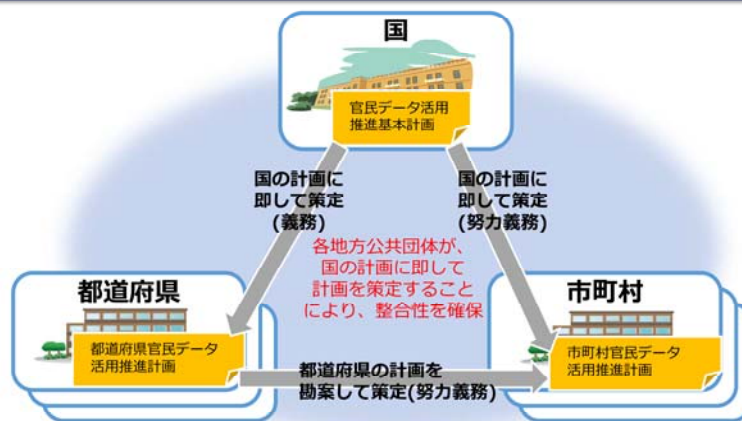
Society 5.0による人間中心の社会



▶官民データ活用推進計画(世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)

国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とし、策定された官民データ活用推進基本法により、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、官民データ活用推進基本計画等の策定を行い、取り組みを推進することが求められています。

官民データ活用推進基本計画等の策定（国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保）



- ・データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進
- ・国民一人一人が今まで以上にきめ細かいサービスを受用できる社会の実現
- ・防災や見守りをはじめ、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現

基本理念

- **自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
- **官民データ活用により得られた情報を根拠**とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（EBPM：根拠に基づく政策立案）
- 官民データ活用の推進に当たって、
 - ・**安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等**が害されないようにすること
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**
 - ・**多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**
 - ・**AI、IoT、クラウド等**の先端技術の活用

出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

基本的施策

- (1) 手続における情報通信の技術の利用等について（オンライン原則）
- (2) 国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（オープンデータ）
- (3) 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用（いわゆる情報銀行、データ取引市場）
- (4) 多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備（システム改革、BPR、標準化、サービスプラットフォーム）
- (5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）
- (6) マイナンバーカードの普及・活用計画、研究開発の推進、人材育成、普及啓発 等
- (7) 国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保 等

出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

- ▶**デジタル手続法**(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号))

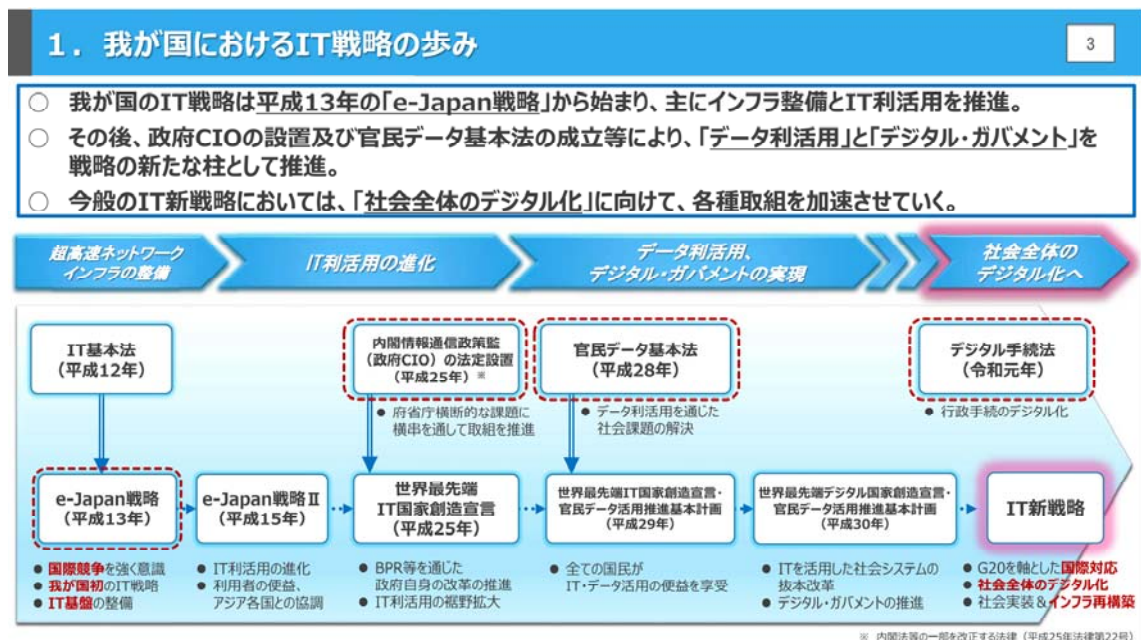
情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的に令和元年5月31日に公布されているデジタル手続法。これは、社会全体のデジタル化を推進するとして、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指すものであり、その中では

「行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化」としての以下による情報通信技術を活用した行政の推進の基本3原則

- ・デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ・ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ・コネクテッドワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスのワンストップ化

が提言されています。

また、「行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。」とされており、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法において行政のデジタル化を推進するための個別施策が提言されています。



出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

▶スマート自治体への転換

＝自治体にはスマート自治体への転換が求められています。＝

これは労働力が減少していくことで生じる 2040 年問題を背景とし、自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供を優先するなど、本来業務に注力できるような環境の構築が喫緊の課題であるとされ、そのような自治体への転換が必要とするものです。

このような環境を作るための取り組みのうちの一つとして「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用などの手法が求められている現状にあります。2040 年頃を見据えた自治体のあり方や、スマート自治体の実現に向けた実務上の課題（自治体における業務プロセス・システムの標準化やA I・R P A などの活用）などが総務省による「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会」で検討され、報告されています。

スマート自治体研究会（※）報告書～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※ 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口減少による**労働力の供給制約**

Society 5.0（超スマート社会）における**技術発展の加速化**

問題意識

- ▶ 行政の質に関係ないシステムのカスタマイズ（重複投資）⇒住民・企業の**不便さ**、自治体・ベンダの**人的・財政的負担**
- ▶ 世界のスピードに間に合うため、**デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要**

今の仕事を前提にした「**改築方式**」でなく、**仕事の仕方を抜本的に見直す「引越方式」が必要**

方策

- 原則① 行政手続を**紙から電子へ**
- 原則② 行政アプリケーションを**自前調達式からサービス利用式へ**
- 原則③ 自治体もベンダも、**守りの分野から攻めの分野へ**

【具体的方策】

- ①業務プロセスの標準化：類似自治体間でBPRをし、最善の方式に標準化。細かいプロセスは**標準システムに合わせる**。
- ②システムの標準化：自治体、ベンダ、所管府省が**コミット**し、個別行政分野のシステムの**標準仕様書を作成**。住民記録システムを最優先、税務・福祉分野も優先。ベンダが標準準拠システムを提供し、自治体は更新時期を踏まえ導入。
- ③A I・R P A等のICT活用普及促進：システム標準化や電子化等を通じ、**安価に共同利用**できる環境を整備。今後A I技術の活用可能性がある数値予測等は、自治体、企業、各府省が検討。直ちに導入可能なものは自治体は他団体を参考に導入、国は周知・財政支援。
- ④電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化：デジタル手続法案等を踏まえた政府・自治体での抜本的な電子化。
- ⑤データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化：標準化のニーズを勘案し、実態に即し標準化。**省令等やシステム標準仕様書において標準様式、帳票を設定**。
- ⑥セキュリティ等を考慮したシステム・A I等のサービス利用：外部接続に関するセキュリティポリシー等を遵守し、条例上のオンライン結合制限の見直し等により、**LGWAN-ASP**（自治体専用ネットワーク上のサービス）等を**活用**。
- ⑦人材面の方策：首長、議員から一般職員まで、職責に応じたICTリテラシーを習得。専門性の高い**外部人材**を単独又は複数自治体で**活用**。都道府県や指定都市・中核市等も各自治体を支援。

目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、自治体が**持続可能な形で行政サービスを提供し続け**、住民福祉の水準を維持
- ✓ 職員を事務作業から解放 ⇒ **職員は、職員でなければならない、より価値のある業務に注力**
- ✓ ベテラン職員の経験をA I等に蓄積・代替 ⇒ **団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う**

出典：地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びA I・ロボティクスの活用に関する研究会報告書

2 名取市情報化基本計画（平成 25 年度～平成 31 年度）における具体的施策の進捗状況

【凡例】

P17.②

：改定後の基本計画での記載ページ項目番号

(i) ICTを利活用した行政サービスの向上

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
■ 災害、緊急時における情報通信体制の確保	① 災害、緊急時における新たな情報伝達体制の確立	ア) 災害や緊急時における宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を活用した迅速で的確な情報収集体制やエリアメールなどを活用した情報提供手法の導入など、複数のメディアによる多角的な情報伝達体制を確立します。	MIDORIを活用した情報収集体制の継続を行っている。 そのほか、情報発信体制として、防災行政無線、防災ラジオ、エリアメール、災害メール、SNS、ブログの活用、「（特非）エフエムなとり（なとらじ）」での災害放送対応を行っている。また、仙台CATVとの連携による、ケーブルテレビを活用した情報伝達訓練を実施した。	<継続> 今後も安定稼働体制の維持及び、市の情報伝達体制に有益なものを積極的に活用する取り組みを行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。 <div style="text-align: right;">P7.①</div>
	② ICTにおける事業継続に向けた取り組み	ア) ICT事業継続計画（ICT-BCP）を策定します。	計画策定に向け、内部に検討組織を設置し、H25、26年度に検討を行った経過があるものの、未だ策定完了に至っていない。	<継続> ICT-BCPは市全体の業務継続計画（BCP）と密接に関連することから、市のBCP策定と連携して取り組むよう次期計画に引き継ぐ。 <div style="text-align: right;">P8.②</div>
		イ) 災害、緊急時においても情報システムを継続的に使用できるよう、サーバ機器やインターネット通信回線の冗長化を推進します。	有事に備えた機器の冗長化の実施。物理構築及び、VPN（仮想専用回線）技術によるネットワーク回線の二重化を実施し、冗長化、バックアップ環境を導入し、運用している。	<完了> 本施策項目は完了とし、今後は設備の維持管理を継続する。

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	② I C Tにおける事業継続に向けた取り組み	<p>り) 庁舎に相当規模の非常用自家発電装置を設置し、停電時における給電手段を確保することによる全庁的なシステム稼働の維持を図ります。</p>	<p>平成28年度に非常用自家発電機の発電容量を74KVAから140KVAへ拡充対応するとともに、必要な個所への配電回路の整備を完了した。</p> <p>有事の際の電算システム稼働にかかる容量は確保されている。</p>	<p><完了> 本施策項目は完了とし、今後は設備の維持管理を継続する。</p>
		<p>1) インターネット利用を想定した非常用衛星電話回線の開設について、関連業者との連携を図ります。</p>	<p>災害発生時の通信回線途絶状況時でかつ無線装置等も有していない機関との連絡手段として平成26年から2回線を契約所有し、その運用、利活用方を検討している。平成29年度においては防災訓練等でその通信訓練を行った。</p>	<p><継続> 訓練等での通話訓練は実施しているが、本回線を活用したデータ通信等（インターネット接続）の活用は未検討であるため、継続検討課題として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P7.①</p>
		<p>1) 発災時の被災者への対応から支援制度移行までの対応を迅速・的確に行える支援システムを構築するべく運用・手法・手順を踏まえたシステムの構築を行います。</p>	<p>被災者支援業務のうち、初動対応に必要な安否確認、避難所管理、罹災証明発行の業務のシステム化を検討し、その運用、方法、構築仕様について、要件の確定までの取りまとめを行っている。</p>	<p><継続> 運用、手法、システムでのデータ連携の方法、ネットワーク構成の再確認を行うなど、課題の整理を行いつつ、システム構築に向けて次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P8.②</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	③情報格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた取り組み	ア) 市関連施設において、市民がインターネットを利用できるコーナーの設置や、Wi-Fi 環境の構築など情報入手チャネル（流入経路）の拡大を検討します。	<p>平成31年度事業として有事の際の指定避難所となっている公民館と市民体育館の10施設に公衆無線 LAN 設備を構築し、運用を開始している。</p> <p>一方当初想定していた市民が利用できる共用機材の提供によるインターネットを利用できる環境の構築は、個人所有の情報携帯端末を利用する際のネットワーク環境の提供にニーズがシフトしている。</p>	<p><継続> 市内公共施設に設置した衆無線 LAN 通信環境の運用管理の維持及び箇所数を拡充するなどの環境整備を推進していく内容で次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P14.⑤</p>
		イ) キオスク端末を活用した情報通信手段の確保を検討します。	<p>平成22年2月に住基カードを利用した自動交付機による住民票、印鑑証明書の交付サービスを開始した。その後マイナンバーカードを利用したマルチコピー機による、証明書の交付サービス（住民票の写し、戸籍事項証明書、印鑑証明書など）を、平成28年6月からコンビニエンスストアにおいて、平成29年10月からは市役所市民ホールにおいて行っている。</p>	<p><継続> 一定の水準のサービスが提供できる環境の構築は行っている。本項目は情報格差対策施策としていたが、内容としては行政手続きのオンライン化への取り組みとして機能の拡充を行うなど、内容をマイナンバーカードの活用や用途拡大拡充関連の項目として整理し、次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P11.①</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	③情報格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた取り組み	り）高齢の人や障がいのある人にも扱いやすい、V-Low 機器の普及を目指し、総務省が進める実証実験等に参加します。	宮城V-Lowマルチメディア放送実験協議会に加入参加し、実証実験等を行いV-Low機器利活用の検討を行ったが、その目的とする内容が防災行政無線や、防災ラジオの運用に類似すること、構築運用には多額の費用が必要となることなどの理由で、現在具体的な取り組みは進めていない。	＜終了＞ V-Low 機器普及を目的とした項目とされていたが、現状においてはその手法が防災ラジオ等の普及促進による運用において代替されるものとなっていることや国においてはその制度設計自体の見直しを行っている状況であることから、本計画は終了とする。
		I) 現在運営中のコミュニティFM局の継続運営することに対する支援、利活用を行い、引き続き情報発信の充実を図ります。	臨時災害放送局として開局した「なとらじ」を市の情報提供手段として日々、有事問わず防災無線など同様に利活用し、市の情報提供、災害放送を行う目的で市として、支援、利活用を行っている。	＜完了＞ 本施策項目は完了とするが、今後も情報発信手段として活用を継続する。
		オ) 防災ラジオの普及を図ります。	ラジオの普及促進として、イベントや防災講話等での広報など普及拡大に向け取り組みを行っている。	＜継続＞ だれでも簡単に防災情報の入手ができる、有益な道具となりうる防災ラジオの普及促進について継続実施を行うため、次期計画に引き継ぐ。

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	③情報格差（デジタル・ディバイド）解消に向けた取り組み	か) 「なとり防災メール」の受信登録者数の拡大を進めます。	「なとり防災メール」は、有事の際に登録者へ迅速にその内容、状況等の情報発信を行うことができる手段であることから、広報なとり、市HP、なとり等で周知し積極的な登録に向けた呼びかけを行っている。	<p>＜継続＞「なとり防災メール」への登録者を増やし、効用拡大させることを目標に、普及拡大の継続実施、利用者拡大を継続して推進するため、次期計画に引き継ぐ。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">P8.③</div>
■情報共有化の推進と行政手続きオンライン化の拡大	①情報共有ツールとしてのホームページ等の活用	ア) ユニバーサルデザインを意識した画面構成を目指します。	多言語化や、音声読み上げ機能の導入などユニバーサルデザインを意識した構成として情報発信を行っている。	<p>＜完了＞ユニバーサルデザインへの取り組みは、現状の内容で当初想定への対応は完了している。</p> <p>今後は、新たな仕掛けの出現などに応じて、逐次改善を継続していく。</p>
		イ) 多言語化や読上げ機能などの導入によるアクセシビリティの向上を図ります。	アクセシビリティの向上についてはその機能について定期的な改善を行っている。	<p>＜継続＞必要とされるアクセシビリティ(近づきやすさ、利用しやすさ)については、今後の新たな仕掛けの出現などに応じて、逐次改善を継続していく必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">P13.①</div>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	①情報共有ツールとしてのホームページ等の活用	<p>り) 議会の動画中継やライブカメラなどを利用した、多角的なコンテンツの充実に努めます。</p>	<p>わかりやすくより身近に感じられる動画の利活用や、視覚に直接訴えることで情報を正確に伝える手段として、議会の動画配信に取り組んでいる。</p>	<p><継続> 今後ともその内容やコンテンツが急速に発展することが予想されることから、新しい技術の研究検討、導入を継続し、さらに、第5世代無線データ通信(5G)の活用可能性の研究も含み、次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P13.①.②</p> <p style="text-align: right;">P18.②</p>
		<p>1) 市公共施設を対象とした予約システムを拡充します。</p>	<p>公民館、文化会館の、予約状況検索照会、施設設備の仮予約ができるシステムの導入運用を行っている。</p>	<p><完了> 公民館、文化会館について一定程度の運用は実現したが、新たな施設への対応や、機能改善が必要なことから、次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P17.①</p>
		<p>2) 各種手続きに必要な申請書様式の電子データ掲載を拡充します。</p>	<p>ホームページでの運用は開始済である。各種書式はダウンロード(WORD、XLS、PDF形式等)が可能となっており、適時所管部署において新規掲載や更新を行っている。</p>	<p><完了> 本施策項目は完了とし、今後は適正管理を継続する。</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
②行政手続きオンライン化の拡大		ア) インターネットを介した「行政手続きオンライン申請」の周知と利用推進を強化します。	宮城県が構築、県下市町村が共同利用する「みやぎ電子サービス」、マイナンバーカードを利用したマイナポータル「びったりサービス」での電子申請サービス、市HPでのご意見ご質問申請などが利用できる環境を運用している。	<p>＜継続＞マイナンバーカードによる行政手続きや、本人確認認証機能による情報連携を活用したオンライン化の推進、機能拡充に今後も継続して取り組む必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P11.①.②</p>
		イ) 平成28年6月に導入運用を開始した各種証明書をコンビニエンスストアで受け取ることが可能となるシステムの安定的な稼働の維持を図ります。	コンビニエンスストア及び市役所市民ホールにおいて、マルチコピー機を活用した住民票の写し、戸籍事項証明書、印鑑証明書などの交付サービスを行っている。	<p>＜継続＞ 今後はマイナンバーカードの活用による用途拡大等も想定されるため、その項目等の拡充など、継続事業としての取り組みが必要なことから、次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P11.①.②</p>
		ウ) 様々な情報通信端末から市税などの納付が可能となる、「マルチペイメントサービスシステム」などの手法の導入について検討します。	<p>「ふるさと納税」収納業務におけるクレジット収納、市税等の納付においては、コンビニエンスストアでの収納を開始している。</p> <p>また、携帯端末を利用した電子決済としてPayBの運用を開始している。</p>	<p>＜継続＞ クレジットカード、電子マネー、プリペイド、ポイントなどを利用した決済方法であるマルチペイメントサービスは多種多様なものが存在する。サービスの実態を捉え、市の業務における収納環境の多様化を推進する必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P11.①</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
<p>■情報提供の充実及び高度化の推進</p>	<p>①双方向ツールとしてのホームページ等の活用</p>	<p>ア) 市民参加の手段として電子会議室や電子アンケートの導入を検討します。</p>	<p>市民との意見交換や情報の受け渡しツールとして導入を検討したが、その仕掛けは技術の進歩に伴い、SNSなどによりその機能を果たすツールの出現や、市のホームページ上のコンテンツにより一定程度機能している。</p>	<p><継続> 電子会議室や、アンケートのシステム化は目的毎の作成、周知などが必要になるなど効率性が懸念される。現状では市ホームページでの意見や質問を受けるコンテンツやSNSなどによりその役割が一定程度果たされているものの、今後はAIの活用など新たな発想が必要であることから、施策項目を見直し、次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P18.②</p>
		<p>イ) 市民からの質問、意見などの声をデータベース化するとともに、問答集(FAQ)などのシステム化を検討し、官民双方での有効活用を図ります。</p>	<p>紙媒体による既存のアナログ記録のデジタル化やその活用方法などに関する課題があり、現在具体的な取り組みは進めていない。</p>	<p><継続> 行政と市民との対話や、情報共有は今後においても不可欠であることから、この施策はビッグデータの収集分析と捉えて取り組む必要がある。</p> <p>取り組みへの発想を最新技術であるAIなどの活用も視野に入れたものに切替えて、次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P18.②</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	②コミュニティ型 Web サイトの活用	ア) ツイッターやフェイスブック、ライン、インスタグラムなどに代表されるソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、電子掲示板、ブログなどのソーシャルメディアを活用することで、情報通信手段の拡充を図ります。	現在、防災安全課、議会事務局、図書館、震災復興部、水道事業所及び総務課により、フェイスブック、ツイッター、ブログの運用を行っている。	<p>＜継続＞ 今後も市の情報発信に有益なものを積極的に活用する取り組みを行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P14.③</p>
		イ) 市民への有益でわかりやすい情報提供等の手段として携帯端末用アプリの導入を検討します。	「導入ガイドライン」を整備し、市民への提供を推進している。現在はクリーン対策課所管の「さんあーる」(ゴミ出し)アプリの導入運用を行っている。	<p>＜継続＞ アプリの活用は今後ともその内容や有益性、安全性を考慮し、研究しながら積極的な導入運用を行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P13.②</p>
		ウ) 平成29年度から運用を開始した「公開型GIS(地図情報提供システム：なとりマップ)」を活用し、市民と行政の情報の共有化や情報発信の充実を図ります。	「なとりマップ」は、その掲載情報が現在の25のテーマ区分、延べ63レイヤが表示可能で、市民に提供している。併せて、業務担当課に働きかけを行いながら、レイヤ、テーマの追加拡充を進めている。	<p>＜継続＞ 掲載内容、項目の拡充拡張及び掲載情報の加除などのメンテナンスを常に鮮度を意識して行うことが必須となることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P14.④</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	③オープンデータの推進	ア) 行政の透明性及び信頼性の向上、市民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化を目的として、行政情報の電子化によるオープンデータの推進を図ります。	<p>「名取市オープンデータ推進に関する基本方針」の策定を行い、公開するデータの項目、手段の検討、データ保有所管部課との調整を経て、昨年からオープンデータ専用のポータルサイト「LinkData」での公開を開始した。</p> <p>現在、9項目の情報をオープンデータとして公開している。</p>	<p>＜継続＞ 総務省から示されているオープンデータ推奨データセット項目の公開を目標として取り組みを進めているが、より多くのデータをオープンデータとして公開していく必要があるため継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P14.④</p>

(ii) 行政事務の効率化

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
◆住民情報系システムの運用	①自治体クラウドの推進	<p>ア) 県が主導する宮城県電子自治体推進協議会並びに自治体クラウド専門部会及びワーキンググループに参加することにより、導入に向けた検討を進めます。</p>	<p>市の住民情報系(基幹系)のシステムは、令和2年3月に機器の更新を行い、令和7年2月末まで運用する計画となっている。</p> <p>他市との自治体クラウド化の推進は、国においても重点取組課題とされていることを踏まえ、次期システムの構築・導入・運用についてはその可能性も含め継続検討する必要がある。</p>	<p><継続> 行政事務の標準化、共通化による共同処理、共同利用による電算システム構築運用の推進が求められており、調達スケジュールや調達システムの内容など相手先との同期同調や、事務処理運用の共通化などの事務は必要となるものの、自治体クラウドでのメリットを勘案し、本市として検討を継続していく必要があることから継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <div style="text-align: right;"> P22.③ P17.① </div>
		<p>イ) コミュニティクラウドに向けた県内市町村との連携を強化します。</p>	<p>クラウドコンピューティング環境は、特定の自治体がシステムを共同で所有あるいは運用する仕組みであるが、現在具体的な取り組みは進めていない。</p>	<p><見直し> 本施策項目は、自治体クラウドの推進に包含されることから、自治体クラウドの推進構築の施策での課題整理を行うものとして見直す。</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	②住民情報系システムの見直し	<p>ア) 多額のシステム改修費が軽減可能となるような次世代システム選定に向けて、システム内容の要件を定義し、情報セキュリティの確保を維持しつつ総合的な見直しを行います。</p>	<p>令和2年3月から稼働するシステムの更新にあたっては、これまで番号利用法(※)による制度改正に基づくシステム改修や、東日本大震災による影響で実質的な見直しの取り組みはできていない。</p> <p>市内部に更新に関する検討組織を設置し検討を進め、現行システムのバージョンアップ版での更新としている。</p> <p>※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p>	<p><継続> 国の方針により自治体クラウド型のシステムの導入推進が提唱されている。</p> <p>現行業務の標準化、共通化を視野に入れ、次期システム更新時での自治体クラウド型のシステム導入の研究検討を行う必要があるため、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P22.③</p> <p style="text-align: right;">P17.①</p>
		<p>イ) 導入済みのデータセンター活用におけるバックアップ体制についてはあらゆる災害を想定しての万全な体制整備を図る必要があることからその体制の整備については常にシステム運用ベンダーとともに検討します。</p>	<p>システムの中核機器の維持管理及びデータ保守管理は外部事業者管理によるデータセンターの利活用により、その体制は堅実かつ確実なものとなっており、東日本大震災発生時においても業務中断は免れている。</p>	<p><完了> 本施策項目は完了とするが、今後もシステムの安定稼働維持は必須項目であるため、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P21.①</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
◆ 内部情報系システムの運用	①行政事務処理システムの拡充	ア) 内部情報系システムで運用している職員のポータルシステムについて、情報セキュリティを確保しつつ行政事務支援ツールの拡充導入について検討を行い、拡張を図ります。	内部情報系システムとしての財務会計、職員ポータル、施設予約、スケジュール管理、メール管理等のコンテンツは、そのシステム更新に合わせて、財務執行系は平成31年度から、職員ポータル、メール等は平成30年12月から稼働運用を開始している。	<p><完了> 本施策項目は完了とするが、今後もシステムの安定稼働維持は必須項目であるため、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P21.②</p>
		イ) 庶務事務処理システム、文書管理システムなどの行政事務の効率化が明確に図れるものについて、導入に向けた検討を行います。	<p>財務会計、職員ポータル、施設予約、スケジュール管理、メール管理等のコンテンツは継続的に運用を行っている。この項目に加え、平成28年4月から制度運用が開始された人事評価制度のシステム化を平成29年度に行い、運用を開始している。</p> <p>文書管理や電子決済に関するシステム化については、具体的な取り組みができていない。</p>	<p><継続> 行政内部事務のシステム化においては文書管理を含め、庶務事務、出退勤管理など、今後も継続的に機能強化、機能拡充への取り組みを行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P22.②</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	② L G W A N の活用 促進	ア) 品質とサービスレベル の高いサービスを、経済的 に実現するための仕組み である L G W A N - A S P 方式に着目し、帯域 の拡張を含めた環境を整 備するとともに、新規で導 入するシステムにおいては 積極的に L G W A N の 活用促進を検討します。	「みやぎ電子申請サー ビス」、国と市との間で運 用する「調査、照会(一 斉調査)システム、番号 利用法に基づく「情報連 携ネットワークシステム」、 「地方税ポータルシステム (eLTAX)」、「国税連携 システム」及び「契約管 理システム」など、様々な 事務において活用を進め ている。 平成 28 年度にその回 線(みやぎハイパーウェブ) の帯域を 1 mbps から 100mbps に拡張整備 し、運用している。	＜継続＞ LGWAN ネット ワークの積極的な活用や 民間事業者による ASP サービスの業務への導入 など、有益なものを積極 的に活用する取り組みを 継続して行う必要がある ことから、継続事業として 次期計画に引き継ぐ。 P19.③
	③統合型 G I S 及び 公開型 G I S システ ムの安定稼働の維持 及び機能拡張・拡充	ア) 全庁的に地図の電子 化・一元管理・情報共有 を行っている統合型 G I S 及び市民に向けての情 報発信を行っている公開 型 G I S の安定的稼働 の維持及び段階的な機 能の拡張・拡充について 組織横断的に検討し、運 用を行います。	「なとりマップ」及びその 原因である「統合型 G I S システム」においては、 その情報の鮮度の維持、 掲載コンテンツの拡充拡 張を適時行っている。 併せてシステムの効率 的な運用管理を目的と した構築業者による研修 会、相談会を毎年開催 し、担当職員のスキル向 上、安定稼働運用の維 持継続に取り組んでい る。	＜継続＞ 今後も安定稼 働運用の維持及び、市 の情報発信に有益なも のを積極的に活用する 取り組みを行う必要があ ることから、継続事業とし て次期計画に引き継ぐ。 P19.④ P14.④

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
◆人材育成と情報セキュリティ対策の強化	①職員の情報リテラシー向上	ア) 職員の情報リテラシーの向上を目指して、定期的な職員向けの研修会を実施します。	システムを利用した事務作業においての情報セキュリティへの意識啓発、行政事務ネットワークとインターネット環境分離の必要性、USB メモリスティックなどの外部記憶媒体の取扱い、情報漏洩事案の紹介などを含んだ研修を集合研修、新採職員研修、e ラーニング研修の形態により行っている。	<p>＜継続＞ 今後もセキュリティ管理、その維持、堅持にかかる行政職員としてのリテラシー向上への取り組みは継続する必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P23.②</p>
		イ) 集合研修に参加しなくとも多くの職員が業務に必要な個人情報保護やセキュリティの知識や技能を修得できるよう、インターネットで学べるeラーニングを定期的に職員に周知し、受講者を募ります。	自己のスケジュール管理で受講が可能なeラーニングによる研修を平成30年度から実施している。内容は、個人情報保護、情報セキュリティ、マイナンバー事務、サーバーセキュリティなどの項目となっている。	<p>＜継続＞ 今後もセキュリティ管理、その維持、堅持にかかる行政職員としてのリテラシー向上への取り組みは継続する必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P23.②</p>
	②情報セキュリティ対策の強化	ア) 名取市情報セキュリティポリシーの定期的な評価・見直しを行い、あわせて関係規定の整備を行います。	平成16年に策定した情報セキュリティポリシーについて、平成28年10月に、自己点検の実施、情報資産の概念、新たなCISO(最高情報セキュリティ責任者：副市長)の配置を含めた組織体制、情報資産の概念、インシデント対応などを見直し改定した。	<p>＜継続＞ 情報セキュリティポリシーは市全体のICTに係るセキュリティに関する方針となることから、今後もその適正な運用管理に取り組むよう次期計画に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: right;">P24.③</p>

情報化 推進重 点項目	具体的施策	項目	現状	方向性
	②情報セキュリティ対策の強化	<p>1) 平成26年4月のWindows XP 及び Office 2003 のサポート終了と、平成32年1月に予定されているWindows 7のサポート終了に伴い、セキュリティリスクを回避するため、全庁的な端末の精査と必要な機器の更新を行います。</p>	<p>サポート終了に伴うWindowsXP からのWindows VISTA 及び Windows 7 への移行を完了させ、さらに、サポート終了の Windows7 から Windows10 への移行について、令和元年12月に完了している。</p>	<p><継続> 今後も機器に対するサポート終了等のセキュリティ対応策への取り組みを行う必要があることから、継続事業として次期計画に引き継ぐ。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">P24.③</div>
		<p>ウ) ネットワークセキュリティの強化対応を行う目的において、行政事務ネットワーク（L G W A N）系とインターネット系のネットワークの分離を行います。</p>	<p>インターネット空間から及ぼされるリスク排除を目的として平成29年3月にインターネット環境と内部情報系(LGWAN)ネットワークの物理的な分離を行った。</p> <p>さらに、宮城県セキュリティクラウドを利活用した、ネットワークセキュリティの強化を行っている。</p>	<p><完了> 本施策項目は完了とし、今後は設備の維持管理を継続する。</p>
		<p>1) 使用機器のアクセスセキュリティ対策を行う目的で、基幹業務系ネットワーク機器に対してログオン時の二要素認証方式（「ID・PASSコード」+「生体認証」）の導入構築を行います。</p>	<p>セキュリティ強化事業として、平成29年3月に基幹系システムの操作端末(PC)への操作ログオンアクセス時において、「ID+PASSコード」と「生体認証(指紋、静脈)」の二つが必要な、二要素認証方式を導入し、業務運用を行っている。</p>	<p><完了> 本施策項目は完了とし、今後は運用の維持管理を継続する。</p>

3 名取市における電子情報化のあゆみ

年 月	内 容		
	住民情報(基幹)系	内部情報系	主な施策
1967(昭42)年	電子計算機による業務処理開始 (バッチ処理委託：富士通FIP)		
1992(平4)年1月	大型汎用電子計算機(プログラム独自開発)自己導入による業務処理開始 (日本ユニシス(株)社製) ※業務処理システムは個別開発により順次対応 (委託及び直営対応(LINC言語))		
2001(平13)年4月		庁舎内LAN運用開始 (グループウェア(Bizaction：ビザクション)) (日本ユニシス(株)社製) 接続運用するパーソナルコンピュータ(PC) 90台	
2004(平16)年2月			市公式ホームページ運用開始
2004(平16)年8月		職員用PC配備開始 160台 2006(平18)年5月 追加配備 130台 2006(平18)年10月 追加配備 22台 ※現形態の基本形を構築	
2007(平19)年10月		【システム提供事業者変更】 内部情報系システム運用開始 (グループウェア(StarOffice：スターオフィス)) (日本電気(株)社製) ①財務会計(FINAS-N) ②電子メール ③スケジュール管理 ほか ※当該グループウェア導入以前の財務会計は、予算編成と予算執行・決算処理とは別々のシステムで運用	

年 月	内 容			主な施策
	住民情報(基幹)系	内部情報系		
2008(平20)年4月	自己導入方式廃止 【システム提供事業者変更】 パッケージシステム(COKAS-R/AD)による業務処理開始 (日本電気(株)社製) ①住民記録 ②印鑑登録 ③外国人登録 ④国民年金 ⑤国民健康保険 ⑥後期高齢者医療 ⑦介護保険 ⑧児童扶養手当 ⑨児童手当 ⑩こども手当 ⑪福祉医療 ⑫軽自動車税 ⑬市県民税 ⑭固定資産税 ⑮収納管理 ⑯コンビニ収納 連携システム ⑰介護認定 ⑱法人市民税 ⑲下水道受益者負担金 ⑳(下水道)排水管理 ㉑(下水道)水洗普及率算定 ㉒農政情報 ㉓公営住宅 ㉔健康管理 ※稼働システムは2013(平25)年2月時点)			
2010(平22)年2月				住民基本台帳カードの独自領域の活用による証明書自動交付機運用開始 ①住民票の写し ②印鑑登録証明書 設置場所 庁舎1階 JR名取駅コミュニティプラザ

年 月	内 容		
	住民情報(基幹)系	内部情報系	主な施策
2011(平 23)年 4 月			<p>コンビニエンスストアでの収納取扱開始</p> <p>①市税(市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収))</p> <p>②料金(介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、水道料金、下水道・農業集落排水使用料)</p> <p>※上記は、運用開始時に対応した税目、料金</p>
2012(平 24)年 10 月		内部情報系システム更新	
2013(平 25)年 3 月	<p>COKAS-R/ADIIに更新 更新後に追加した業務処理</p> <p>①選挙 ②学齢簿 ③保育料 ④学童保育 ⑤住民登録外宛名 ⑥納付 連携システム ⑦滞納整理</p>		
2016(平 28)年 6 月			<p>マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付運用開始</p> <p>①住民票の写し ②印鑑登録証明書 ③戸籍事項証明書 ④戸籍の附票の写し</p> <p>※証明書自動交付機は廃止</p>
2017(平 29)年 3 月	<p>セキュリティ強化対策実施</p> <p>①ログインへの二要素認証方式(指紋+パスワード)導入</p>	<p>セキュリティ強化対策実施</p> <p>①内部情報系ネットワークとインターネット接続環境を分離</p>	
2017(平 29)年 4 月			<p>地図情報提供サービス「なとりマップ」運用開始 (公開型地図情報システム)</p>

年 月	内 容		
	住民情報(基幹)系	内部情報系	主な施策
2018(平30)年8月			オープンデータでの情報公開開始 ①指定緊急避難場所 ②地域・年齢別人口 ③AED設置箇所 ④公共施設 ⑤子育て施設 ⑥文化財 ※開始時点での公開項目
2019(平31)年3月		内部情報系システム(グループウェア (StarOffice:スターオフィス))更新運 用開始 (日本電気㈱社製) ①財務会計(GPRIME) ②電子メール ③スケジュール管理 ④施設予約 ⑤人事評価 ほか	
2019(平31)年4月			ゴミ出しアプリ「さんあ〜る」運用開始 (スマートフォン、タブレット端末未装置専用アプリ)
2019(令1)年10月		公共料金明細事前通知サービス「公振く ん」運用開始 ①電話使用料 ②水道料金	公衆無線LAN(Wi-Fi接続環境)サービス運用開始 (増田、閉上を除く全公民館及び市民体育館:10施設) ※増田、閉上公民館及び図書館:施設改築供用開始 時から同サービス提供済
2019(令1)年12月			スマートフォン・タブレット等決済アプリ「PayB」で の収納取扱開始 ①市税(市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)) ②料金(介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保 険料(普通徴収)、災害援護資金貸付金償還金、水 道料金、下水道・農業集落排水使用料)
2020(令2)年3月		COKAS-R/ADII V2に更新	